

各種書類等をメール提出する場合のメール送信先

<財政課 契約管理係 受信用アドレス>
s-kyks@city.sukagawa.fukushima.jp

契約書チェックリスト 工事

	契約時提出書類	確認項目	紙契約の場合の提出方法	電子契約の場合の提出方法	チェック
1	工事請負契約書 (2部、1部は印紙あり)	①工事の番号・名称、工事の場所、工期は金抜き設計書に記載された内容と一致している。 ②契約月日は入札の翌日になっている(翌日が休日又は祝日の場合は、その次の日とします)。 ③請負金額、消費税の額に誤りがない。 ※ 請負金額等の金額の訂正は出来ません。記入誤りの際は担当課へ連絡願います。 ④貼付する印紙税額に誤りはなく、かつ、印紙を消印している。 ※ 消費税額を除く請負金額 に応じた税額の印紙を貼付してください。 ⑤ 割印 を押印している。 ※ 裏面の袋とじ部分1箇所だけで結構です。 ※ 表面の上部の捨て印は不要です。	窓口で提出	電子契約システム上で確認	
2	須賀川市工事請負契約約款	工事請負契約書に添付している。	窓口で提出	電子契約システム上で確認	
3	仲裁合意書(2部)	工事名等は工事請負契約書と一致している。	窓口で提出	電子契約システム上で確認	
4	着工届(押印省略)	工事名等は工事請負契約書・金抜き設計書に記載された内容と一致している。	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	
5	工程表(押印省略)	工事名等は工事請負契約書・金抜き設計書に記載された内容と一致している。	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	
6	現場代理人及び主任技術者等通知書(押印省略) ※健康保険証を添付する際は、被保険者等記号・番号を塗り潰す等のマスキングを施したものを提出してください。 ※健康保険証には、有効期限内の健康保険証のほか、資格情報のお知らせ又は資格確認書を含みます。	①工事名等は工事請負契約書・金抜き設計書に記載された内容と一致している。 ②現場代理人については、経歴書と健康保険証等(※)の写しが添付されている。経歴書の氏名は現場代理人の記名があること。(押印省略) ③主任技術者については、経歴書、健康保険証等(※)の写し及び資格証の写し(資格を有する者のみ)が添付されている。経歴書の氏名は主任技術者の記名があること。(押印省略) ④監理技術者については、経歴書と監理技術者資格者証の写しが添付されている。経歴書の氏名は監理技術者の記名があること。(押印省略) ※監理技術者の設置は、下請総額4,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)の場合に必須。 ⑤現場代理人を他の工事と兼任させる予定の場合は、「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」を提出してください。(現場代理人の常駐義務緩和が対象となっている工事のみ)	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	
7	建設業退職者共済事業掛金収納書(契約締結後、証紙貼付方式は原則1か月以内、電子申請方式は原則40日以内に監査員へ提出)	①掛金収納書の発注者名、工事名等は工事請負契約書と一致している。 ②証紙購入額は一定基準額以上である。(土木工事は請負金額(税抜)の1,000分の2、建築工事は1,000分の1.5)	窓口で提出	窓口で提出	後日提出可
8	課税事業者届出書(押印省略)	契約日を含む課税期間となっている。工期が課税期間内に含まれていない場合は、次期分も併せて提出してください。	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	
9の1	契約保証 (現金で納付する場合)	別紙「契約保証金納付書記入について」をご覧ください。	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	
9の2	契約保証 (現金で納付する場合を除く。)	①工事名等は工事請負契約書・金抜き設計書に記載された内容と一致している。 ②保証会社と締結した契約保証証書と約款が添付されている。	【書面で証書を作成する場合】 窓口で提出 【電子保証を利用する場合】 東日本建設業保証㈱が発行する「保証契約番号」と「認証キー」をメールで提出	【書面で証書を作成する場合】 窓口で提出 【電子保証を利用する場合】 東日本建設業保証㈱が発行する「保証契約番号」と「認証キー」をメールで提出	
10	前払金申請書(押印省略) 前払金請求書(押印省略可)	①工事名等は工事請負契約書・金抜き設計書に記載された内容と一致している。 ②保証会社と締結した前払金保証証書、前払金保証証書の写し及び約款が添付されている。 ③請求金額が請負金額の40%以内である。 ④振込先が工事前金用の口座である。	メールもしくは窓口で提出 ※押印省略する場合は、請求書に「発行責任者の氏名・電話」と「発行担当者の氏名・電話」の記載が必要となりますのでご注意ください。	メールもしくは窓口で提出 ※押印省略する場合は、請求書に「発行責任者の氏名・電話」と「発行担当者の氏名・電話」の記載が必要となりますのでご注意ください。	
11	納税証明書 (制限付一般競争入札のみ)	法人住民税・固定資産税	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	

【平成26年4月1日～令和7年3月31日】※請負金額(税抜)に応じた印紙税額

200万円以下のもの	200円
200万円を超え300万円以下のもの	500円
300万円を超え500万円以下のもの	1千円
500万円を超え1千万円以下のもの	5千円
1千万円を超え5千万円以下のもの	1万円
5千万円を超え1億円以下のもの	3万円
1億円を超え5億円以下のもの	6万円

※『工事代金内訳書』の提出を忘れずに。(押印省略)

- ・対象: 令和2年4月1日以降に契約書を作成する全ての建設工事。(契約書を作成しない工事(請書等)、変更契約は除く。)
- ・提出期限: 契約締結後14日以内
- ・提出場所: 工事発注課窓口 又は **上記の契約書類と同時に提出可能であれば財政課の窓口もしくはメールで受付可能です。**

詳細及び様式は、市ホームページをご確認ください。